

【重要】このソフトウェアをご使用する前に必ずお読みください。

下記の使用許諾契約（以下「本契約」といいます）は、お客様と株式会社セゾンテクノロジー（日本国東京都港区。以下「当社」といいます）との間の契約です。本ソフトウェア・プロダクト（ソフトウェア・プログラム及びその記憶媒体、マニュアル等の関連文書、外箱、シリアル番号、プロダクトキー、SPコードその他必要となるコード等一式を含みます。以下これらを総称して「本製品」といいます。）は、本契約の契約条件に同意しなければ使用できません。お客様は事前に本契約をよくお読みください。

本契約に同意できない場合は、本製品入手後7日以内に、代理店より入手した場合は、未使用の本製品と領収書を添えて代理店に、当社から直接入手された場合は、当社に同様に返品してください。その場合には、お客様が支払った本製品の代金が返金されます。また、本製品がテスト版、評価版、その他名称の如何を問わず無償で提供されたものである場合には返金はありません。なお、本製品を開封された場合、または本製品のプロダクトキー発行時にホームページ上に表示される使用許諾条件に〔同意する〕を選択するなど、電子的な方法で同意を表明された場合には、その時点でお客様は本契約に同意されたものとみなされます。

なお、本契約が、お客様による当社製品「HULFT」シリーズのバージョンアップに従い締結されるものである場合、当社とお客様との間で締結されていた当該バージョンアップ前の「HULFT」シリーズ製品に関する使用許諾契約は、本契約の締結と同時に終了するものとします。

また、本製品のインストール時に使用許諾契約が表示され、お客様の同意を要求する場合がありますが、当該使用許諾契約に本契約は優先します。

使用許諾契約

第1条 使用権の許諾

1. 当社は、本契約の条件に従い、本製品に関する非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な使用権をお客様に対して許諾します。
2. お客様は、本製品が導入可能な対応OS、として当社が指定するOSが稼働するハードウェア（以下「導入環境」といいます）において、本製品をインストールし、使用することができます。ただし、このとき、お客様は適正に取得された使用権の数を超えて本製品をインストールおよび使用することはできません。
3. お客様は、本製品をお客様の社内業務遂行目的または個人の自己使用目的だけに使用することができます。
4. お客様は、お客様の責任において、お客様の社内業務を委託する社外業者に本契約の条件を遵守させることにより、当該委託業務の遂行に必要な範囲内で当該社外業者に本製品を使用させることができます。ただし、この場合、お客様は、当該社外業者による本契約に定める義務の違反について一切の責任を負うものとします。
5. お客様は、再インストールすることを目的としたバックアップに限り、本製品のソフトウェア・プログラムを1部のみ複製できます。この複製は、本製品に関するすべての権利制限に服します。
6. お客様がお客様以外の第三者に第3条第1項に定める本製品の設定登録をさせ（本製品を開封され、または本製品のプロダクトキー発行時にホームページ上に表示される使用許諾条件に〔同意する〕を選択するなど、電子的な方法で同意を表明され）た場合、お客様が当該第三者を代理人として、お客様自らが本契約に同意されたものとみなされます。なお、お客様から委託を受けて上記の設定登録を行う第三者は、設定登録に先立ち、お客様に対して本項の定め及びその他本契約の内容を通知した上、設定登録を行わなければならないものとします。お客様から委託を受けて上記の設定登録を行う第三者が上記通知を行わなかった場合、それが原因としてお客様が不利益、損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第2条 使用権の制限

1. お客様は、本製品を前条第5項の場合を除いて複製できません。
2. お客様は、第三者に対し、本契約に基づく権利義務を譲渡すること、本製品を譲渡すること、また、本製品の権利を譲渡、再使用許諾、貸与、占有移転、担保供与すること、商用的ホスティングサービス（有償・無償にかかわらず第三者に提供されるサービスを含みます）等に使用すること、またはその他いかなる処分もできません。
3. お客様は、本製品の改変、修正、結合、翻案、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルまたはその他の方法での本製品のソースコードの解析、解明を自ら行い、または第三者にそれらの行為を行わせることを試みないものとします。
4. お客様は、本製品をマニュアル等の関連文書に記載された以外の方法により使用しないものとします。
5. お客様は、本製品の著作権表示その他の表示を除去または変更しないものとします。
6. 本製品の著作権その他すべての知的財産権は、当社または本製品に記載された権利者に帰属します。
7. 本契約に特に規定されていないすべての権利は、当社によって留保されます。

第3条 本製品の使用開始手続、変更手続、ライセンスポリシーの確認及び遵守

1. お客様は、本製品の使用を開始するにあたり、当社所定の方法において、お客様の導入環境に関する情報（OS名称、導入ホスト名、導入場所等）の設定登録を行うものとします。また、お客様が設定登録された情報を変更するときもまた同様とします。
2. 前項の設定登録または変更登録がなされなかった場合、またはその内容に不備があった場合、それが原因としてお客様が不利益、損害を被った場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. お客様は、下記サイトに記載する「ライセンスポリシー」の内容を確認し、本製品の使用にあたり、当該「ライセンスポリシー」の内容を遵守するものとします。

サイトURL：<https://www.saison-technology.com/policy/>

第4条 技術サポート

お客様に対しては、本製品の使用に関して、別途締結する技術サポート契約に基づき、技術サポートサービスが提供されます。技術サポート契約に関しては、当社、または代理店にお問い合わせください。

第5条 秘密保持

お客様は、当社または代理店より秘密と指定された事項、本製品についての情報、本製品を使用するために必要となる情報（シリアルナンバー、その他必要となるコード等）、及び本製品の使用を通じて知り得たすべての情報の秘密を保持するものとします。

第6条 保証及び責任

1. 当社は、お客様が有効に使用許諾を受けていることを条件として、お客様が本製品を購入した日から90日間は、ソフトウェア・プログラムが含まれているディスク、CD-ROM、その他の媒体に重要な瑕疵（磁気の消失、破壊、不足など、本製品の使用に支障をきたす瑕疵に限ります）がないこと、及び、本製品が通常の使用において仕様通りに稼動することを保証します。本製品についての当社の保証は、お客様が、代理店から購入した場合は、代理店に対し、当社から直接購入した場合は当社に対して、本製品の購入日から90日以内に書面により当該瑕疵等を通知することまたは当該製品を返却することを条件に、当社の選択により、当該製品の修補または取替えのいずれかをなすことに限定されるものとし、これをもって本製品に関する当社の一切の責任とします。当社は、名目の如何を問わず一切の損害賠償責任を負わないものとします。
2. 当社の保証は、事故、懈怠、誤用、乱用、暴力行為、輸送や保管上の過失、通常の使用でない原因、旧バージョンの使用による原因、当社の支配権の及ばない原因、火事、地震、第三者の行為、お客様の国または地域の法規制、等に基づく本製品の瑕疵について、またはお客様の本製品の管理が妥当でなかった場合について、あるいは本製品が本契約に違反して使用された場合については、適用されません。
3. 本条に明確に規定されているもの以外には、当社は、明示、黙示を問わず、本製品に関するすべての保証を放棄します。当社が放棄するこれらの保証には、本製品が第三者の権利を侵害しないこと、本製品及び本製品の使用がお客様の国または地域の法規制に違反しないことや、本製品の品質、性能、商品性及び特定の目的に対する適合性についての保証が含まれます。
4. 当社は、いかなる場合でも、本製品の使用または使用不能に起因する直接的、間接的、結果的、特別の、偶発的、懲罰的またはその他の全ての損害（これらには、逸失利益、ビジネスの中断、ビジネスの機会の喪失、のれんの喪失、データ及びその使用機会の喪失、代替品の調達費用、身体損害、その他の金銭的損害が含まれますが、これらに限定されません）について、仮に当該損害が発生する可能性がある旨と告知されていた場合であっても、何ら責任を負いません。
5. お客様が本製品を購入した代理店による本製品の保証及び責任範囲も、本条の下での当社の保証及び責任範囲と同一とします。

第7条 第三者ソフトウェア

当社は、本製品と共に第三者のソフトウェア製品（以下「第三者ソフトウェア」といいます）を提供する場合があります。第三者ソフトウェアについて別のライセンス規定に従い取り扱われるべき旨の記載が本製品付随のマニュアル等に記載されている場合には、本契約の規定に関わらず、第三者ソフトウェアについては、別途当社からお客様へ配布する当該第三者ソフトウェアのライセンス規定に従い取り扱われるものとし、お客様はそれらを確認し、承諾するものとします。また、当社によるサポート及び保証については以下の規定が適用されるものとし、

- (1) サポートサービス、無保証：第三者ソフトウェア及びそれに関するドキュメントは、何らの保証もない現状有姿のまま提供されるものであり、当社または代理店は第三者ソフトウェアに関しての操作方法、瑕疵その他に関してサポートを提供するものではなく、また、第三者ソフトウェアに関しての商品性、及び特定目的に対する適合性の保証を、明示であると黙示であるとを問わず、一切いたしません。第三者ソフトウェア及びそれに関するドキュメントの使用または機能から生じる全ての損害は、お客様が負担しなければならないものとし、
- (2) 免責：当社または代理店は、いかなる場合でも、第三者ソフトウェアの使用または使用不能に起因する直接的、間接的、結果的、偶発的、付随的、懲罰的損害、拡大損害またはその他いかなる損害（逸失利益、業務の中断、ビジネス上の機会・売上上の喪失、信用上の喪失、データまたはデータの使用機会の喪失、代替的物品的の調達費用、精神的損害その他の金銭的損失を含む）またはその他いかなる損害についても、仮に当該損害が発生する可能性がある旨と告知されていた場合であっても、何ら責任を負いません。

第8条 輸出規制等の遵守

お客様は、本製品に適用される全ての輸出規制およびその他の法規制（以下「輸出規制等」といいます）を遵守していただくものとします。お客様による本製品の日本国外への持出し、輸出、使用に関し、当社及び代理店は、お客様に対して何らの責任も負担しません。お客様による輸出規制等の違反に基づき当社または代理店に何らかの損害が発生した場合には、お客様に補償していただくものとします。

第9条 契約発効日

本契約は、お客様が本製品を開封または本製品のプロダクトキー発行時にホームページ上に表示される使用許諾条件に「同意する」を選択するなど、電子的な方法で同意を表明された場合に発効するものとします。

第10条 契約の解除

1. お客様が本契約に違反した場合、本製品の代金支払いを怠った場合または下記の反社会的勢力に該当することが判明した場合は、当社は事前の催告なしにいつでも本契約を解除することができます。この場合、お客様は本製品を一切使用することはできません。また、お客様は、当社の指示に従い、ご自身の負担で、ただちに本製品及びその全ての複製（コンピュータのメモリ等に組み込まれたものを含む）を返却、破棄または消去し、その旨を証する文書を当社に提出するなどの措置をとるものとします。

記

「反社会的勢力」とは、暴力、威力、または詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人であって、以下の（1）または（2）に該当する集団または個人をいいます。

- （1）暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、

社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、または、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的な集団または個人等。

- (2) 自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的な要求行為等、脅迫的な言辞を用いる行為、違法行為、不当要求行為、業務を妨害する行為、名誉や信用等を棄損する行為を行う集団または個人。

以上

2. 前項の場合、本製品の代金は返還いたしません。
3. 本条第1項により本契約が終了しない限り、本契約は期限の定めなく有効に存続するものとします。
4. お客様が本条第1項の反社会的勢力に該当することが判明した場合は、当社は、当社とお客様間で締結された全ての契約を何らの催告なしに直ちに解除することができるものとします。また、当該解除によって当社に損害が発生した場合には、お客様は、上記各契約における損害賠償責任制限規定の有無を問わず、全ての損害について賠償責任を負うものとします。

第11条 契約の改定

当社は、当社の判断により、本契約の内容を改定することができるものとします。この場合、当社による本契約の改定日以降におけるお客様の本製品の使用权の内容その他本契約に定める事項は、改定後の新契約を適用するものとし、お客様はこれに承諾するものとします。当社は本契約の改定内容を下記サイトへ掲載することによりお客様に通知するものとし、お客様は定期的に下記サイトの掲載内容を確認の上、最新の本契約の定めに従い本製品をご利用いただくものとします。

サイトURL：<https://www.saison-technology.com/service/product/buy/license-agreement/>

第12条 監査権

1. 当社および代理店は、お客様に対して、お客様が本契約の条件に従って本製品を適正に管理・使用されているか否か、または、別途技術サポート契約の締結により提供される技術サポートが適正に管理・使用されているか否か、を監査する権限を有するものとし、必要に応じて当社および代理店は、監査に必要な書類もしくはその写しの提出、その他の必要な措置を、お客様に対して求めることができ、お客様はこれに協力する義務があるものとします。
2. 前項の監査の結果、本製品の使用、または技術サポートの使用に関し、お客様に違反行為がある場合には、当該違反行為の態様、期間、その他諸般の事情を勘案の上、当社はお客様に対し、違反行為の是正、契約の解除、または損害賠償の何れかの措置、あるいは全ての措置を求めることができるものとします。

第13条 準拠法及び裁判管轄

1. 本契約の解釈は、日本国法に準拠するものとします。
2. 本契約に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

テスト版使用時における特約条項

第14条 定義

本契約において、「テスト版」とは、本製品のうち、お客様がお客様の導入環境において本製品を評価及びテスト目的に限り、当社より期間を限定して無償で本製品に関する非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な使用权の許諾をうけたものをいうものとします。

第15条 テスト版使用時における優先適用事項

本製品がテスト版である場合は、本条下記各号の規定が、本契約において、優先して適用されることをお客様は了承するものとします。

- (1) 本契約第1条に関わらず、お客様が本製品を入手した日から60日間（以下、「テスト期間」といいます）を以って終了するものとします。テスト期間が経過した場合、別途合意された場合を除き、お客様は本製品を使用することはできません。
- (2) お客様は、テスト期間が経過した場合、テスト版を一切使用することはできないものとします。また、お客様は、当社の指示に従い、お客様の負担で、ただちにテスト版（コンピュータのメモリ等に組み込まれたものを含む）を返却、破棄または消去するものとします。
- (3) 別途合意された場合を除き、本契約第4条に定める技術サポートは提供されないものとします。
- (4) 本契約第6条に関わらず、当社は、本製品を一切の保証なしに現状のまま無償貸与します。当社は、法律上の瑕疵担保責任を含め、第三者の権利の不侵害の保証、商品性の保証、特定目的適合性の保証を含む明示、黙示を問わずいかなる保証もいたしません。書面によるか、または口頭によるかを問わず、当社または代理店が行ったいかなる表明または情報の開示であっても当社の保証を構成するものではありません。また、当社または代理店は、いかなる場合でも、本製品の使用または使用不能に起因する直接的、間接的、結果的、偶発的、付随的、懲罰的損害、拡大損害またはその他のいかなる損害（逸失利益、業務の中断、ビジネス上の機会・売上の喪失、信用の喪失、データまたはデータの使用機会の喪失、代替的物品的調達費用、精神的損害その他の金銭的損失を含む）またはその他のいかなる損害についても、仮に当該損害が発生する可能性がある旨と告知されていた場合であっても、何ら責任を負いません。

以上